

記載要領等**買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書****《使用目的》**

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

《記載要領等》

- 1 本文の「第23条の7第25項・第23条の8第20項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第20項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第25項」の文字を二重線で抹消してください。

- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、生産緑地法の規定に基づく指定の解除、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- (3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。

なお、「取得の態様」欄は、上記2の(3)に準じて記載してください。

- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

- 5 代替農地等として取得した農地が農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地である場合は、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

- 6 代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合は、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写しを添付してください。